

安全設備規則

規則

2019 年 第 1 回 一部改正

2019 年 6 月 14 日 規則 第 31 号

2019 年 1 月 30 日 技術委員会 審議

2019 年 5 月 22 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2019 年 6 月 14 日 規則 第 31 号
安全設備規則の一部を改正する規則

「安全設備規則」の一部を次のように改正する。

改正その 1

1 編 総則

1 章 通則

1.1 一般

1.1.1 適用*

-8.を次のように改める。

-8. 海底資源掘削船に施設される救命設備については、本規則の該当規定によるほか、~~IMO の“The Code for the Construction and Equipment of Mobile Offshore Drilling Units (MODU Code)” (IMO 決議 A.1023(26)) 鋼船規則 P 編 1.2.36 に定義する 2009 MODU コードの第 10 章の規定に適合しなければならない。~~

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2020 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 編 検 査

1 章 通 則

1.4 安全設備の保守点検

1.4.1 を次のように改める。

1.4.1 一般*

-1. 安全設備の保守点検を **3 編 2.14.2** に規定する船上における保守のための手引書又は本会が承認した同等な船上における保守計画に基づいて行わなければならない。

-2. 次の安全設備の点検を毎週行い、航海日誌に記録しなければならない。

- (1) 救命艇、救命いかだ、救助艇及びそれらの進水装置
- (2) 救命艇及び救助艇の機関
- (3) 非常警報装置

-3. 救命設備の点検を船上における保守のための手引書に従って行い、毎月行った点検を航海日誌に記録しなければならない。

-4. 次の**(1)**から**(5)**に掲げる機器等の保守整備及び修理は、本会が適当と認める方法により行わなければならない。

- (1) 救命艇及び救助艇
- (2) 進水装置
- (3) ダビット進水式の救命いかだの自動離脱フック
- (4) 救命艇の負荷離脱装置（自由降下進水式救命艇の離脱装置を含む。）
- (5) 救助艇の負荷離脱装置

3 章 年次検査

3.2 安全設備の年次検査

表 3.3 を次のように改める。

表 3.3 安全設備の効力試験

設備又は装置	試験内容
ダビット進水式の救命いかだ	(1) 進水装置 <u>3.2.4-4.</u>により行われる進水装置に関する詳細な点検の完了に際して、乗組員が乗艇していない救命いかだを用いて最大降下速度におけるウインチの制動装置の動的試験を行い、良好であることを確認する。また、自動離脱フックの作動試験を行い、良好であることを確認する。 (2) 自動離脱フック i) <u>自動離脱フックに 150 kg の荷重を加えた状態で、手動離脱を行えることを確認する。</u> ii) <u>自動離脱フックに 200 kg のダミー荷重を加えた状態で着地するまで降下させ、自動離脱を行えることを確認する。</u> iii) <u>自動離脱フックが完全にリセットされ、当該フック及びフック固定部が良好であることを確認する。</u>
救命艇	(1) ダビット進水式の救命艇 i) 振り出しを行い、良好であることを確認する。また、<u>3.2.4-4.</u>により行う進水装置に関する詳細な点検の完了に際して、乗組員が乗艇していない救命艇を用いて最大降下速度におけるウインチの制動装置の動的試験を行い、良好であることを確認する。 ii) 負荷離脱装置の作動試験を行い、良好であることを確認する。 (2) 自由降下進水式救命艇 i) 降下進水又は模擬進水により進水装置が良好であることを確認する。 ii) 離脱装置の作動試験を行い、良好であることを確認する。
救助艇	(1) 救助艇の揚卸を行い、進水装置が良好であることを確認する。 (2) <u>3.2.4-4.</u>により行われる進水装置に関する詳細な点検の完了に際して、乗組員が乗艇していない救助艇を用いて最大降下速度におけるウインチの制動装置の動的試験を行い、良好であることを確認する。 (3) 負荷離脱装置の作動試験を行い、良好であることを確認する。
救命艇及び救助艇の機関	機関の始動及び前後進ができることを確認する。
船上通信及び警報装置	作動することを確認する。
非常照明装置	招集場所及び乗艇場所並びに廊下、階段及び出入り口のうち招集場所及び乗艇場所への進路に備えられた非常照明装置が非常電源からの給電により作動することを確認する。

5 章 定期検査

5.1 安全設備の定期検査

5.1.3 を次のように改める。

5.1.3 効力試験

-1. 定期検査では、表 3.3 に掲げる設備及び装置について、その効力を確認する検査又は試験を行う。

-2. 進水装置については、本会の検査員の立会のもとで、3.2.4-4.に規定される詳細な点検の完了に際して、乗組員が乗艇していない救命艇又は、救命いかだ又は救助艇を用いて、最大降下速度におけるウインチの制動装置の動的試験を乗組員と艀装品を満載した救命艇又は、救命いかだ又は救助艇のすべての質量の 1.1 倍の荷重により行うこと。

-3. 1.4.1-4.(3)から(5)に掲げる機器等については、本会の検査員立会のもとで、5.1.4-2.に掲げる開放点検後に、乗組員と艀装品を満載した艇又はいかだのすべての質量の 1.1 倍の荷重により作動試験を行うこと。

-4. 前-3.にかかわらず、自由降下進水式救命艇の離脱装置の作動試験にあつては、本会の検査員立会のもとで、5.1.4-2.に掲げる開放点検後に、操作乗組員のみが乗り込んだ自由降下進水又は模擬進水とすること。

3 編 救命設備

3 章 救命設備の要件

3.13 救命艇の一般要件（LSA コード 4.4）

3.13.3 救命艇への乗込み

-1.を次のように改める。

-1. 船舶の救命艇は、乗込みの指示が与えられた時から 3 分以内に定員が乗込むことができるように配置しなければならない。また、救命艇をから迅速に降ろすりることがもできないなければならない。

附 則（改正その 2）

1. この規則は、2020 年 1 月 1 日から施行する。

安全設備規則検査要領

要
領

2019 年 第 1 回 一部改正

2019 年 6 月 14 日 達 第 21 号

2019 年 1 月 30 日 技術委員会 審議

2019 年 6 月 14 日 達 第 21 号
安全設備規則検査要領の一部を改正する達

「安全設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 編 検査

1 章 通則

1.4 安全設備の保守点検

1.4.1 を次のように改める。

1.4.1 一般

-1. 規則 2 編 1.4.1-2.及び-3.の適用上,規則 2 編 1.4.1-2.(2)及び規則 2 編 1.4.1-4.(1)から(5)に掲げる機器等の毎週及び毎月の点検並びに日常保守は,規則 3 編 2.14.2 に規定する手引書に従い,事業所承認規則に基づき本会が認可した事業所,主管庁の代行権限を有する他の団体が認可した事業所もしくは主管庁が適当と認める事業所によって又は上級士官の指示の下にある乗組員によって行われること。

-2. 規則 2 編 1.4.1-4.にいう「本会が適当と認める方法」とは,国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶にあっては,~~IMOMSC.1/Circ.1206/Rev.1~~IMO 決議 MSC.402(96)に従った方法をいう。この規定の適用上,救命艇,救助艇,進水装置,自動離脱フック及び負荷離脱装置の整備及び保守を第三者が行う場合には,当該第三者は,1.4.2-3.(1)に規定するものとする。ただし,1.4.2-3.(1)に規定するものの利用が困難な場合にあっては,事業所承認規則に基づき本会が承認認可した事業所,主管庁の代行権限を有する他の団体が承認認可した事業所又は主管庁が適当と認める事業所として差し支えない。

3 章 年次検査

3.2 安全設備の年次検査

3.2.3 を次のように改める。

3.2.3 効力試験

-1. 規則 2 編 3.2.3 に規定する「本会が適当と認める整備事業者」とは、~~IMO MSC.1/Circ.1206/Rev.1 に従い、製造者又は製造者により認定された整備事業者をいう~~
事業所承認規則に基づき本会が認可した整備事業所、主管庁の代行権限を有する他の団体が認可した整備事業所もしくは主管庁が適当と認める整備事業所によって認定された人員をいう。ここでいう整備事業所とは、主管庁又は主管庁の代行権限を有する他の団体により権限を与えられた、船舶を運航する業者であつても差し支えない。

-2. 救命いかだ、救命艇及び救助艇に関する効力試験が、規則 2 編 3.2.4-4.に掲げる整備に際して、同項に規定する整備事業者により適正に実施された場合には、当該試験が実施された旨の記録の確認に止めて差し支えない。

3 編 救命設備

2 章 救命設備

2.14 操作の準備，保守及び点検 (SOLAS Chapter III Reg.20)

2.14.2 を次のように改める。

2.14.2 手引書

規則 3 編 2.14.2 に規定する保守のための手引書には，次に掲げる事項が記載されていなければならぬされたものとすること。

- (1) 月例点検のための点検表
- (2) 保守及び修理のための指示
- (3) 定期的保守の計画（規則 2 編 1.4.3 に規定するつり索の保守計画も合わせて記載されていなければならぬされたものとすること。）
- (4) 注油箇所の図示（注油すべき潤滑油の種類も合わせて記載されていなければならぬされたものとすること。）
- (5) 交換部品の表
- (6) 予備の部品の在庫表
- (7) 点検及び保守記録用の日誌

附 則

1. この達は，2020 年 1 月 1 日から施行する。